

大阪府告示第477号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により、次のとおり法第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項及び第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせる。

なお、令和6年大阪府告示第1515号（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任）は、令和7年3月31日限り廃止する。

令和7年4月1日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務
法第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項及び第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部
- 2 建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の開始の日
令和7年4月1日